刈谷市歴史博物館資料購入要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、刈谷市歴史博物館の資料としての考古資料、文書、典籍、民 俗資料、美術工芸品等の歴史に関する資料(以下「文化財資料」という。)の購入 にあたって、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1 項に定める随意契約の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選定基準)

- 第2条 随意契約による選定及び購入をする文化財資料は、市長が別で定める資料 収集方針に基づく資料のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 歴史的価値又は文化的価値が高いと認められるもの
 - (2) 文化財保護事業の振興のために必要であると認められるもの
 - (3) 歴史博物館において実施する展示に必要であると認められるもの
 - (4) 市長が文化財資料として収集することを適当と認めたもの

(選定調書)

第3条 市長は、随意契約による文化財資料の選定及び購入(以下「文化財資料の 選定等」という。)をしようとするときは、当該文化財資料について前条の基準を 満たしているか否か等の調査を行い、選定調書を作成するものとする。

(資料購入検討委員会)

- 第4条 前条の規定に基づき文化財資料の選定等をするときは、その適否を審査するため、資料購入検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、3人以上の委員で構成する。ただし、文化財資料の選定等の対象と なる資料に係る利害関係者は委員となることができない。
- 3 委員会の委員は、文化財資料の種別等を考慮し刈谷市歴史博物館条例(平成30年条例第13号)第6条に規定する協議会の会長の意見を考慮し、市長がその都度委嘱する。
- 4 前2項に定めるもののほか、会議に関する事項は、刈谷市歴史博物館条例施行 規則(平成30年教育委員会規則第3号)第13条の規定を準用する。

(委員会設置の特例)

第5条 前条の規定にかかわらず、当該文化財資料の購入予定単価が50万円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)以下の場合において、市長は、委員会の設置

を省略することができる。

(報告)

第6条 市長が文化財資料の選定等を行った場合は、協議会に報告しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。